

第1回 田辺市新庁舎建設工事等発注方法検討委員会

会議録

第1回 田辺市新庁舎建設工事等発注方法検討委員会

■日時 令和2年1月15日(水) 午後3時15分～午後4時15分

■場所 田辺市役所本庁舎4階 第一委員会室

■出席委員 5名

高 砂 正 弘 委員

岩 本 安 昭 委員

田 元 輝 彦 委員

明 石 和 也 委員

林 誠 一 委員

■欠席委員 0名

| | | | |
|------|--------|--------|---------|
| ■事務局 | 総務部 | 部長 | 松 川 靖 弘 |
| | | 総括専門官 | 中 西 達 彦 |
| | | 理事 | 桐 本 達 也 |
| | 総務課 | 課長 | 山 崎 和 典 |
| | 新庁舎整備室 | 室長 | 竹 中 孝 雄 |
| | | 参事 | 音 窪 克 保 |
| | | 計画係長 | 那 須 仁 |
| | | 企画員 | 岡 本 浩 明 |
| | 契約課 | 契約管財係長 | 岡 本 圭 介 |
| | | 主査 | 岡 本 将 之 |

【午後 3 時 15 分 開会】

(松川総務部長)

予定の時間より少し早いのですが委員の皆様がお揃いですので、ただ今から、田辺市新庁舎建設工事等発注方法検討委員会を始めさせていただきます。

本日、委員の皆様方には、大変お忙しい中、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

本来でございますと、真砂充敏市長がこの場におきまして、ご挨拶をすべきところでございますが、公務の都合上、出席することができないませず、副市長の林よりご挨拶をさせていただきます。よろしく申し上げます。

(林副市長)

皆さん、こんにちは。副市長の林でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

この度、本委員会の設置に当たり、皆様方には大変ご多用にもかかわりませず、本事案の重要性をご理解いただき、委員をお引き受けいただきましたことに対しまして深く感謝を申し上げますとともに、平素から、市政に対しまして深いご理解とご協力を賜っておりますことに、この場をお借りいたしまして厚く御礼を申し上げます。

さて、田辺市庁舎の整備につきましては、平成 30 年 8 月には基本計画を定め、令和元年 9 月には基本設計を完了し、現在、実施設計を進めているところでございます。

こうした中、新庁舎の整備は、本市においても過去に類のない規模の工事となることから、基本計画においては、発注に際しては、学識経験者等で組織する検討委員会を設置し、公正で合理的な入札方法を検討するとしており、本委員会を設置するに至った次第でございます。

本委員会では、新庁舎の建設工事等の発注方法について、品質の確保、入札の公平性の確保に加えて、地域経済の振興といった観点も考慮し、検討をしていただき、その結果をご報告していただくこととなります。

委員の皆様には、大変ご多忙中にも恐縮ではございますが、今年の春頃までを目安としまして、お力添えを賜りますようお願い申し上げます、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

(松川総務部長)

ありがとうございました。

それでは、会議に移らせていただきます。

この委員会の議長であります委員長が選出されるまでの間、会議の進行を務めさせていただきます総務部長の松川でございます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

それでは、会議次第に基づき、進行をさせていただきます。

まず、会議次第の 3 番目の委員委嘱でございます。

委嘱状を委員の皆様のお席にお配りさせていただいておりますので、ご確認のほど、よろしくお願いたします。

なお、委員の任期につきましては、検討が終了した日、市長に検討内容のご報告をいただいた日までとさせていただきます。

次に、会議次第の4番目、委員のご紹介をさせていただきます。お名前をお呼びさせていただきます方につきましては、誠にお手数ですが、ご起立くださいますと幸いです。

それでは、順にお呼びさせていただきます。

和歌山大学 システム工学部 教授 高砂 正弘 様

興和法律事務所 代表社員 岩本 安昭 様

国土交通省 近畿地方整備局 営繕部 官庁施設管理官 田元 輝彦 様

和歌山県 県土整備部 都市住宅局 公共建築課長 明石 和也 様

本市 副市長の林でございます。

続きまして、事務局の職員の紹介をさせていただきます。

総務部 総括専門官の中西です。

総務部 理事の桐本です。

総務課長の山崎です。

総務課 新庁舎整備室長の竹中です。

同じく新庁舎整備室 参事の音窪です。

同じく新庁舎整備室 計画係長の那須です。

同じく新庁舎整備室 企画員の岡本です。

契約課 契約管財係長の岡本です。

同じく契約課 主査の岡本です。

以上、本委員会の事務局でございます。よろしくお願いたします。

続きまして、会議次第の5番目、委員会の概要について、事務局よりご説明いたします。

(竹中新庁舎整備室長)

それでは、委員会の概要について、ご説明をいたします。

皆様もご承知のことと存じますが、新庁舎整備の経過については、東山一丁目を建設地として、平成30年8月には基本計画を定め、令和元年9月には基本設計を完了し、現在、実施設計を進めているところでございます。

基本計画におきまして、発注方法につきましては、工事発注方法については、今後設計内容等を勘案し決定する。発注に際しては、学識経験者等で組織する検討委員会を設置し、公正で合理的な入札方法を検討する。地域経済の振興といった観点を考慮するとしています。

また、既存建物の撤去方針につきましては、整備計画地Aゾーンの約9mの高低差については、既存建物が擁壁代わりとして土留めの役割を果たしており、建物だけを先行解体した場合、地盤が不安定になる可能性が高く、対策工事として新築工事開始までの土留めの設置が必要となることが想定される。こうしたことを踏まえ、建築計画の自由度、安全、工期、

工事費の観点から、合理的な工法を検討する。なお、工事発注方法については、今後設計内容等を勘案し決定するとしています。

これに至る、基本計画の段階においては、当初、市としては、敷地形状から解体・新築を一括発注することが合理的であると考え、その旨を記載した基本計画の素案を作成しましたが、市議会特別委員会におきまして、一括発注にすると市内業者が受けられない規模になるのではないか、また、設計ができていない段階の基本計画において発注方法を決定することまで言及すべきではないという意見があり、最終的には先ほどご説明させていただきました基本計画の表現となりました。

なお、特別委員会でいただいた意見につきましては、特別委員会の議事録を資料－３として、お配りしておりますので、ご確認をいただけますようお願いいたします。

そして、基本設計が完成したことを受け、本委員会を設置するに至ったところでございます。

市の通常の発注においては、設計金額、税込 2,000 万円以上の工事については、本市指名委員会に入札参加条件を決定しておりますが、本事業については、本市においても過去に類のない規模の工事であり、また、先ほど述べましたとおり、こうした経過を踏まえ、本委員会においては、検討事項といたしまして、新築工事・解体工事の一括発注・分離発注について、さらに、入札参加条件についても、検討をお願いしたいと考えております。

市といたしましては、委員会からご報告をいただきました内容を十分に勘案し、本市指名委員会において、入札参加条件を決定したいと考えております。

検討に当たっては、新庁舎が将来にわたり良好な品質が確保されるよう工物品質の確保、公正で合理的な入札が執行できるよう入札の公平性の確保、こうした観点に加えて、公共工事が地域経済に果たす役割を踏まえた地域経済の振興も併せて考慮をいただきますようお願いいたします。

こうしたことから、資料－１でございます。資料－１の設置要綱の第２条にありますとおり、本委員会の所掌事務は、新庁舎の新築工事、建設用地内に存する既存建物の改修工事及び解体工事の発注方法に関することについて、工物品質の確保、入札の公平性の確保に加え、地域経済の振興の観点を考慮し、検討を行うことといたしております。

なお、本日の委員会におきましては、既存建物の解体工事、そして既存建物の改修工事を含む新築工事、この２つの工事を一括発注とするか、分離発注とするか、また、分離発注とした場合は、その分界点、合理的な境目について、検討をお願いしたいと考えており、２回目以降の委員会においては、入札参加条件について検討をいただきたいと考えております。

最後に、本委員会の審議における守秘義務についてですが、本委員会は要項第５条第４項にあるとおり、会議については、契約に係る事務に関し、発注者としての市の利益を損なうおそれがあること、市が通常非公開としている登録業者の情報をを用いて検討を行うことから、非公開としております。

こうした趣旨を踏まえ、要項第６条についてでございますが、検討が終了する日までは審

議内容について、検討が終了した後においても、市が登録業者のうち通常非公開としている情報については、守秘義務の範囲とさせていただきます。具体的な箇所については、各資料に明示をしたいと考えております。

説明については、以上でございます。

(松川総務部長)

事務局より委員会の概要について、ご説明をさせていただきました。

この内容につきまして、ご質問等はございませんでしょうか。

[委員より意見なし]

(松川総務部長)

ないようでございますので、続きまして会議次第の6番目、委員長選出でございます。

資料1の設置要綱をご覧ください。

第4条第1項で、委員会に、委員長を置き、委員の互選によりこれを定めると規定をしております。

つきましては、この場で委員長をお決めいただければと存じますが、皆様、いかがでしょうか。

(A委員)

今日は初めてお会いした方もいらっしゃるので、もし事務局で案があれば、提案をしていただければと思います。

(松川総務部長)

ただいま、事務局案とのご意見がありましたが、他にご意見はございませんでしょうか。

他にご意見がなければ、事務局より事務局案をご提案させていただいても、よろしいでしょうか。

[異議なしの声]

(松川総務部長)

それでは、事務局より事務局案を提案させていただきます。

(竹中新庁舎整備室長)

それでは、事務局案について、ご説明をさせていただきます。

委員長については、建築技術的な専門性、県内事情に係るご見識や、また、このような会議体の委員長として、多くのご実績をお持ちであることを考えますと、和歌山大学の高砂教授にお願いしたいと考えております。

以上でございます。

(松川総務部長)

ただいま、事務局案について、ご説明をさせていただきました。

この案について、ご意見はございませんか。

[異議なしの声]

(松川総務部長)

それでは、ご異議がございませんので、委員長は高砂委員に決定をさせていただきます。
それでは、このあとの議事の進行につきまして、高砂委員長にお渡ししたいと思います。
よろしくお願いいたします。お席を前の方をお願いします。

[高砂委員が委員長席に移動]

(高砂委員長)

いま、委員長にご指名いただきました高砂でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

私は、2011年に和歌山大学にまいりまして、システム工学部で建築の設計を教えています。今回、市庁舎の建替えということで、私の専門分野に近いということでご指名いただいたと思いますので、皆様のご協力を得ながらよい方向に持っていければなというふうに考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

[高砂委員長着席]

(高砂委員長)

それではですね、会議次第に従いまして会議を進めさせていただきます。

会議次第の7番目、委員長職務代理者の指名についてということですので、事務局の方から説明をお願いします。

(竹中新庁舎整備室長)

それでは、委員長職務代理者の指名についてを説明させていただきます。

それでは、再度、資料-1の設置要綱をご覧ください。

第4条第3項に、委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理すると規定されてございますことから、あらかじめ委員長職務代理者を指名しておく必要がございます。

つきましては、委員長職務代理者を、委員長からご指名いただきたいと存じますので、よろしくよろしくお願いいたします。

(高砂委員長)

ただ今、事務局から説明がありましたので、要綱の規定によりまして、私から委員長職務代理者を指名させていただきます。

委員長職務代理者は、学識経験者枠の委員でして、弁護士を務められ法務に詳しく、また、他の委員の皆さんは公務員でありますから、岩本委員にお願いしたいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

[異議なしの声]

(高砂委員長)

ご異議がありませんので、職務代理者は、岩本委員に決定させていただきます。岩本委員、よろしくお願いいたします。

(岩本委員)

よろしくお願いいたします。

(高砂委員長)

それでは、次に、会議次第8番目の議事に入ります。

まずは、委員会の議事録の公開について、事務局の方から説明をお願いいたします。

(竹中新庁舎整備室長)

委員会の会議録の公開について、ご説明させていただきます。

先ほどもご説明いたしましたが、会議については、契約に係る事務に関し、発注者としての市の利益を損なうおそれがあること、市が通常非公開としている登録業者の情報をを用いて検討を行うことから、非公開としております。

こうした中で、会議の透明性の確保のため、原則、会議録は公開とさせていただきますが、委員の皆様のご発言を担保するため、また、具体的な業者名等が出てきた場合などにつきましては、A委員、B社のように伏せた形で作成をし、公開につきましては、検討結果の市長への報告と併せて、検討内容とともに入札事務に影響のない範囲内で公開したいと考えております。

なお、会議録については、各回終了後、できるだけ速やかに作成し、皆様に送付して、ご確認をいただきたいと考えております。

以上でございます。

(高砂委員長)

ただ今、事務局より委員会の会議録の公開についての説明がありました。

この内容につきまして、質疑等ございませんでしょうか。

(B委員)

報告書を出した後に公開するという理解でよろしいのでしょうか。

(竹中新庁舎整備室長)

最終報告書を市長に提出いただけましたら、その報告書とともに全ての会議録を公開する形で考えております。

(高砂委員長)

B委員、よろしいでしょうか。

(B委員)

はい。

(高砂委員長)

それでは、会議録の公開については、事務局からの説明のあったとおり、委員の氏名や特定の会社名は伏せた形で作成し、検討結果の報告と併せて公開することといたします。

皆さん、よろしいでしょうか。

[委員より意見なし]

(高砂委員長)

ありがとうございます。

それでは、次の議事に移ります。

新築工事・解体工事の一括発注・分離発注について、事務局から説明をお願いいたします。
(竹中新庁舎整備室長)

それでは、新築工事・解体工事の一括発注・分離発注について、ご説明させていただきます。

新庁舎の建設工程を整理しますと、既存建物の解体工事、既存建物の改修工事、そして建築、新築工事の3種類があります。

このうち、既存建物の改修工事につきましては、建築、新築工事において、最終的な山留めを行う工程の1つであること、新築する庁舎棟と物理的な接続を行うことから、建築工事に含めることが適当であると考えております。

先ほども申し上げましたが、本日の委員会におきましては、既存建物の解体工事、そして既存建物の改修工事を含む新築工事、この2つの工事を一括発注するか、分離発注をするか、また、分離するとした場合は、その分界点、合理的な境目について、検討をお願いしたいと考えております。

なお、既存建物の解体工事を分離発注した場合、解体工事については、通例では、建築一式工事の登録業者により入札しており、地域経済の振興といった観点からも市内業者による入札になるものと考えております。

それでは、事務局で検討した案について、ご説明いたします。

(中西総括専門官)

私の方から説明させていただきます。模型を使って説明します。

[模型の前に進む]

(中西総括専門官)

まず、こちらの模型ですが、オークワと駐車場の位置関係は現状ではこのようになっております。こちらの現駐車場の方に、1階はオークワさんの新しい店舗、2階がオークワさんの駐車場、3・4階・屋上は市の公用車駐車をまず建設します。その後スーパーマーケットがオープンしたのちに現オークワオーシェイの部分を撤去工事する。その後こういうものを[模型を示しながら]新築していくというのが、工事の概要となっております。

その時に、現店舗の南部分の1・2階、南側からみると地盤面下の部分について、1スパンを残して書庫棟として活用する。それから、書庫棟を除く高低差のある外周部分は壁だけを残して、これを土留めとして活用していく計画としているところであります。

続いて資料4の方を見ていただきたいと思います。

解体工事につきましては、現在土留めに使っている部分がございますので、少なくとも1・2階の解体前に、資料の図でいいますとアースアンカーと書いている緑の部分の施工が必要になる。また、下の書庫棟の部分につきましては、書庫棟の新設補強壁が必要になる。土留めだけなら、ここまで必要なのかという話もあるかもしれませんが、最終には必要な部分を1・2階の解体前に行う必要がある。これは、構造計算上どうしてもそうになってしまうということです。事実上は地盤ももう安定していることですし、もつと考えられますが、計

算上そうになってしまうことから、先に行う必要が出てくるということが、解体の手順となっております。

その上で、資料－５をご覧ください。

資料－５の方につきましては、一般的に考えられる方法を５案考えました。１番最初が、全体を一括で１業者に発注する。これは一般的によく考えられる方法の一つであるかなと思います。

次に、上のホテル部分を先行解体する。ホテル部分は、１フロアの面積が小さいですし、足場等も有利になるので、こういう案もあるのではないかと。

次に、３階までの部分を解体する案です。これは、先ほど述べました、壁の補強を含む１・２階部分と純粋な解体のみの３階以上とを分離するという方法です。

次のＥ案をＤ案より先に説明します。Ｅ案は、既存利用として残す部分以外全ての解体を本体工事と別に発注する方法です。その際には、既存利用部分に対しての損傷等の不具合が出てきた場合の責任もあるかもしれないと考えます。

Ｄ案は、Ｅ案プラス１スパン残せば損傷等の心配はないのではないかとという案です。

以上、この５つの案を設定したということでございます。

この５案で、まず必須評価というのがあります。これは、品質の確保であったり、工事中の安全性であったり、責任の明確性であります。こういうものについては、この評価をまずすべきではないかと。ここで一つでも問題があればいけないのではないかとということで、まずこの部分の検討について、委員の皆様には検討をお願いしたいと思っております。

この検討で問題がなければ、次の検討に移るという考え方でお願いします。

その中で、最初に再利用躯体への影響ということですが、要は擁壁になる部分であるとか、書庫棟の部分であるとかに対して損傷を与えるおそれがあるかないか。解体工事中に与えた損傷が目に見える損傷なら問題ないのですが、目に見えない部分で損傷があつて、新築工事でも全て全て終わって、地震が発生したときにそれが発覚したみたいなことがあると非常に具合が悪いので、そういうおそれがないのかどうかというのが第１項目です。これはＡからＤ案までは○で、Ｅ案については、近接部分まで解体を行うということで、後々の新築工事に対して問題があるのではないかとということで△という評価をしているところでございます。

それから、各工事の責任の明確性につきましては、先ほど述べましたように、擁壁であるとか、アースアンカーであるとかこういう部分につきましては後々使う部分でありますので、これを解体業者が行ってしまう部分とそうでない部分がある。ＡからＣ案においては、解体業者はその部分の施工は行わないで済みますが、ＤとＥ案については１・２階を解体する関係上、そこを施工した上で１・２階に進まなければならないということで、ＡからＣとＤ・Ｅにはそのような違いがある。Ｄ・Ｅについては、後々問題が出てきた場合には、責任の所在がはっきりしないことになるということで、責任の明確性について問題があるというのが２番目の評価項目です。

3番目の工事中の安全性という観点につきましては、現在の工事の技術であれば、特に問題がないと考えます。評価に影響を与えるような安全性の差はないということで全ての案について同じ評価としております。

事務局の評価といたしましては、3つの観点から、D・E案については少し問題があるというふうに考えているところでございます。

以上です。

(高砂委員長)

はい、ありがとうございます。

それではですね、検討に入っていきたいと思います。

ただ今、事務局において検討しました案の必須評価の部分について、皆さんのご意見をお伺いしたいと思っております。

いかがでしょうか。なにかありましたら。

(C委員)

品質の確保の部分の再利用の躯体の影響のところですけども、DとEのところは○と△になってまして、Eの方が再利用躯体への影響が懸念され、Dは影響が少ないとのことですけど、内容的にみると取壊し範囲が似通っているように思うのですけども、これによって○と△の差がつくという理由は何でしょうか。

(中西総括専門官)

理由として考えておりますのは、ギリギリまで解体のみを行う業者が施工を行うということで、きちんとしてくれれば後々そこまで施工を行うので問題ないと思うのですが、やはり解体後に新築工事を行う業者に引き渡していくということを考えると少し懸念があるのではないかという違いであります。

(C委員)

再利用躯体から1スパン控えて取壊しを行うので、取壊しをする際に既存躯体への影響が少ないという意味ですか。例えば、利用する部分については断面的にこうなんですけど、断面を垂直に切ると山留めのところ直前まで切るわけですよ、垂直に。

例えば、上の方の図で山留め以外を解体というところがあるんですけど、3つ目の図ですね。山留めギリギリまでのところまで取壊しをするわけですよ。その場合は影響がすくないと。

(中西総括専門官)

D案では、解体となっておりますが、1スパン残すということを考えております。したがって下の図でいいますと、2スパン、既存利用部も含めて残すことになり、上の図でいいますと1スパン残すというのがD案というふうに考えています。

(C委員)

山留めの隣のスパンの部分は残すということですか。

(中西総括専門官)

3方を残すということです。

(C委員)

そういうことなんですね。分かりました。

(高砂委員長)

では、A委員はいかがでしょうか、技術的なことで。

(A委員)

CとDの違いですが、山留めのアースアンカー若しくは既存躯体の補強壁を入れていくという工事を建築側に任せるかどうか、D案では1・2階部分の2スパンを残すことになるんでしょうけど、山留め工事や新築の補強壁を建築側に残すような切り方は無理だという考えでよろしいのでしょうか。

(中西総括専門官)

計算上の話で行くと、新耐震基準以前の建物であるということも含めまして難しい。それは全体でもっているという計算にならざるを得ないということです。設計事務所の構造専門の担当者からそう聞いています。基本的には、1・2階全体で三方の土圧を抑えているところへ、アースアンカーと耐力壁でもたせるということです。

(高砂委員長)

よろしいでしょうか。

(D委員)

ちょっと私もひとつ聞きたいのですが、この1スパン残すのは南側だけですか。

(中西総括専門官)

南側は再利用する部分プラス1スパン。東西については、壁プラス1スパンです。

(D委員)

東西の1スパンについても使うんですね。

(中西総括専門官)

東西については使いません。

(D委員)

使わないんですね。

(中西総括専門官)

D案では南側は2スパン残して解体を行い、1スパンは新築側で解体を行います。つまり、3方とも1スパンは新築側で解体を行うというのがD案です。

(D委員)

そうすると、東西については、1スパン残した状態で解体し、新築業者が残った1スパンを取り壊してから新しく建て直すということですね。分かりました。

(高砂委員長)

他にいかがでしょうか。何かございましたら。

(C委員)

C案だと、そうすることによって、既存躯体への影響は少ない。D案でも少ないけれど、責任の明確性があいまいになるということなんですね。

一般的に考えると、D案のような気はしたんですけど、責任の明確性がきちんととれないので、D案は×という考え方なんですね。その時は計算はしないけど一般的に考えるとそうなんだということですね。

(B委員)

C・D・E案では、経費的にはほとんど変わらないという理解でよろしいのですか。

CとDを比較すると、1・2階部分を施工する業者が最後に残した1スパンの解体も行うから比較的に安全に工事を進めるんじゃないかという期待を込めてという話だと理解したんですが。全体的なコストとか、そういう観点では、特段問題はないんですかね。

(高砂委員長)

今は必須評価についてご相談いただいているので、この次の段階の総合評価というところでコストだとか期間の話も出てきますので、そこでもう一度評価していただければと思います。

(B委員)

建築の責任範囲といってもよく分からないのですが、一旦解体をして既存のブロックを使うといったときに、解体業者がいい加減な仕事をするというか、その残した部分において何らかの悪影響が及ぶということはよくあるんですか。経験則としてそこまで言えるかどうかは分からないのですが。

(D委員)

解体が終わった時点で検査というものがあると思います。そこでいい加減なことが起こってれば、当然その補修というか責任はその解体業者にあります。そこできちんと検査をして修理を行ってくれば、特には問題ないと思います。

(B委員)

万が一そこで何らかの見落としがあって、完成後に何らかの問題が出てくると、どちらの工事の責任かというのが分からなくなる可能性があるという理解でもいいんですか。

(中西総括専門官)

はい、事務局が懸念しているのはそういう点でございます。

(高砂委員長)

他いかがでしょう。

[委員より意見なし]

(高砂委員長)

事務局案、この資料-5の表でいいますと、A・B・C・D・Eとありますけども、A・B・Cが必須評価としては、よいのではとのことで私もそう思うんですけども、皆さんそれでよろしいでしょうか。

[委員より意見なし]

それでは、事務局案の総合評価部分について、説明をお願いします。

(中西総括専門官)

資料－6をご覧ください。

AからEまでの想定される工事期間を入れているのですが、この中でコントロールポイントとなるものが2つあります。一つは、実施設計です。建物の実実施設計が完了するのが、令和2年9月末となっており、ここが一つのコントロールポイントとなります。

もう一つが、先ほど説明いたしました、新設のスーパーマーケットと公用車駐車場の工事が令和3年2月末までと聞いておりますので、新しい店舗に移行したそれ以降でしか解体工事に着手できないということです。この2つがコントロールポイントとして決まっています。これを少し頭に置いた上で資料－5に戻っていただきたいと思います。

それでは資料－5ですが、まずは期間ですが、どの案も工事そのものに要する期間はほぼ同じです。これは、仮囲いであるとか足場であるとかは、分離発注を行った場合でも次の業者に引き継ぐような設計を行い、新たな足場等を設置しない計画にしております。ここでは期間としておりますが、着手時期がいつになるかということがポイントになっておまして、A案につきましては資料－6にある通り実施設計の完了後でないとい入札等の作業に入れないということで、さらに総合評価方式の入札であったり、業者決定まで相当の期間が要すると考えられ、着工まで時間がかかり、それに伴い竣工が5か月程度他の案に比べて遅くなってしまいます。他の案につきましては、ほぼ同じ時期に完成するというので、A案以外は◎となっております。

次に工事費についてでございますが、直接工事費については分離しようがしまいが同じで、足場を引き継ぐのでもどの業者が支払うかというだけの差であり、トータルの工事費は同じになります。変わるの経費となるのですが、この規模の工事になってきますと、経費率の差はなく、経費が変わってくるのは工期となります。ただし、先ほど説明した通り実質の工事期間は全ての案でほぼ同じですので、経費の差はほとんどないということになります。ただ、実際の積み上げの積算を行えば若干の差がでるかもしれませんが、現在の経費計算では差がありませんので、AからE案のどの案も差がないということになります。

最後に、先行解体工事量につきましては、上段の図を見ていただければ一目瞭然なのですが、オレンジ色の部分の多い少ないが解体工事量の差です。この項目は、地域経済の振興ということで、解体工事につきましては地元業者に発注できるように考えておまして、確実に地域経済の振興に寄与するという部分であり、本体工事につきましては必ずしもそうではないので、その部分につきましてはそういう評価としております。したがってオレンジ色の多い少ないで評価をしているわけでありまして。

総合評価については、以上であります。

(高砂委員長)

ありがとうございます。

引き続き、事務局において検討しました案の総合評価の部分について、皆さんのご意見を

お伺いしたいと思います。

何かございますか。

(C委員)

構成の話ですけど、今、D・E案は必須評価の方で×ということですけども、総合評価の方でも評価をしているんですけど、これは必要なのでしょうか。

(中西総括専門官)

必須評価の方でそういう結論をいただいたので、今の検討では必要なくなったと。もし別の結論が出た場合は必要になる可能性もあったため、記載はしていました。

(C委員)

それとですね、期間の話なんですけど、ご説明の中では全体の工期が最終に5か月ほどずれ込んでしまうということでA案は×というお話だったんですが、この表の書き方で言うと、設計完了後の工事着手までの期間でということを書かれてるんですけど、どちらかといえば全体工期がずれ込むからA案は×だという理解でいいんですか。

(中西総括専門官)

そうです。全体工期が同じなので、着手が遅ければ後ろへ延びてしまいます。

(C委員)

完成時期がずれ込むからということですね。

ちなみに、5か月延びると何かしら問題があるということですかね。

(中西総括専門官)

今回の市役所の移転の目的に防災、いわゆる津波浸水区域に現庁舎があるので、そこからの移転というのが第一。そういうことで、一日でも早い方がいいと、5か月の価値がどれほどあるのかというのは難しいのですが、完成が5か月早まることには、価値があるのではないかと考えます。

(C委員)

そういうことでしたら、そういうことを明快に事前に示していただいた方がいいと思います。

あともう1件、先行解体工事量というタイトルがありますが、括弧で地域経済の振興というふうに書いているんですけども、これはどちらかというところ、地域経済の振興という意味で×・△・○があるというような理解でいいですか。書き方でいうと、括弧書きと上とが逆じゃないかと。

(中西総括専門官)

括弧書きが逆の方が、上下が反対の方がいいということですね。分かりました。

(C委員)

この辺が微妙でしてね、この委員会の中でも一括なのか分離なのかを明快にといわれたわけなんですけども、今の評価項目、地域経済の振興というのがまず優先的にやるというのであれば、それを踏まえて委員会としても評価をしたという形になるのかなと思いますの

で、きちんと明確にそこを書いている方がいいと思います。

(高砂委員長)

ありがとうございます。

A委員いかがですか。

(A委員)

関係ない話かもしれないんですけども、例えばC案の既存を残して使う部分のすぐ上の部分を解体で取っちゃうわけなんですけども、これの影響のあるなしということや解体工事の工法の指定をすとかそういったところは特に心配しないでもいいのですか。

(中西総括専門官)

解体工事業者にヒアリングを行ったところ、これぐらいの規模になると階ごとに解体していくということです。そこで、その階を解体する際、下の階は完全にもつようにサポートして解体していくということを聞いておりますので、そういうことを指定しようかと思っております。つきましては、この場合1・2階全部にサポートがあるということになり、さらに既存利用する1スパンなので、その上に重機を載せないで解体できると聞いていますので、そういう工法を指定して、損傷のないようにできるということでもあります。

(A委員)

もう一点ですが、もしこの躯体が古くて補修の必要がある場合どうなるのか。この本体がいつまでできたのか分かりませんが、コンクリートが充填されていないですとか鉄筋の被り厚が十分な部分があったりしますが、そういったものというのはどうか。

(中西総括専門官)

それは、再利用を考えた際にコンクリートのコア抜き調査を行い、既存利用部分は使えるという結果が出ていますので問題ないと思います。

(高砂委員長)

地域経済の振興といった観点から先行解体工事量が多いものを評価しているが、法的な観点からはB委員どうでしょうか。

(B委員)

基本的には、この中にいろんな法律が入ってますが、そういう部分の発注をするということ自体が別に法律的に大きな問題があるということではなしに、そういうことを行っている自治体も結構たくさんありますし、この資料9-3の官公需についての中小企業の確保に関する法律というのがございまして、たぶん田辺市の業者というのは大企業じゃなく中小企業でしょうから、そういうことに配慮するという自体は、政策的にも認められているところであります。和歌山県内にそういうのがあるのかどうか分かりませんが、いくつかの自治体でこういう審議会を設けて中小企業に配慮した発注方法を行うということ自体は、比較的たくさん例がございまして。

(高砂委員長)

ありがとうございます。では、法律的には、そんなに問題にはならないという理解でよろ

しいでしょうか。

(B委員)

談合等があれば問題ではあるんですが、そこについては、十分な手立てをしておくというのが重要な条件です。大阪では、後で談合がばれて大騒ぎになった事例も知っております。そこさえ気を付ければ大丈夫だと思います。

(高砂委員長)

ありがとうございます。

他いかがでしょうか。

[委員より意見なし]

(高砂委員長)

じゃあ、ご意見が尽きたようですので、まず資料－5の表で、必須の項目で評価が×のついているD・E案については、総合評価では外しておこうと。それから消しておく。そして、総合評価一番左の大分類の評価項目で先行解体工事量、地域経済の振興とありますが、これの括弧を逆にしましょうということにしたいと思いますが、皆さんよろしいでしょうか。

[委員より意見なし]

(高砂委員長)

ご意見がございませんので、これで進めていただきたいと思います。

それでは、本日課題の新築工事・解体工事の一括発注・分離発注につきまして、本委員会でも議論した結果、事務局において検討した案のC案を本委員会の結論としたいと思うんですけども、それでよろしいでしょうか。

[全委員、異議なし]

(高砂委員長)

では、C案を本委員会の結論とさせていただきます。

それでは、会議次第の9番目、その他について、事務局から説明をお願いします。

(竹中新庁舎整備室長)

今後の日程について説明をさせていただきます。

第2回目につきましては2月20日、木曜日、午後3時より、会場は和歌山市内を予定しております。詳細につきましては、追って委員の皆様にご連絡をさせていただきますのでよろしく願いいたします。

また、第3回目につきましては、当初3月中の開催を予定しておりましたが、日程の都合が合いませんでしたので、4月中での開催にしたいと考えておりますので、あらためて、委員の皆様のご都合をお伺いした上で、日程を調整させていただきますので、よろしく願いいたします。

(高砂委員長)

委員の皆さんから、他に何かございますか。

[委員より意見なし]

(高砂委員長)

それでは、本会議は、以上といたします。ありがとうございました。

【午後 4 時 15 分 閉会】